最終更新日：2016年6月22日

株式会社 フジミインコーポレーテッド
代表取締役社長 関　敬史
問合せ先：052-503-8181
証券コード：5384
http//www.fujimiinc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は経営の効率を高め、意思決定の迅速化、機動性の向上を図ることにより企業価値を向上させることがステークホルダー全体の満足度を高めることにつながると考えております。そのためには、経営の健全性と透明性を高めることが必要であり、コンプライアンス（法令遵守）の徹底と経営監視機能の強化が重要であると認識しております。
当社では、法令は企業として最低限守るべきものとの考えから「フジミインコーポレーテッド倫理綱領」を制定しており、取締役及び従業員等全員がこの趣旨に従い、公正に行動することで「信頼のフジミ」であり続けたいと考えております。
取締役及び管理職社員は、倫理綱領を実現することが自らの重要な役割であることを認識し、率先垂範のうえ関係者に周知徹底に努めております。また、倫理綱領に違反する事態が生じたときは企業を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明と再発の防止に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則4－1－2
当社は、2009 年6 月に策定した中長期経営計画について、その前提となる市場環境及び世界経済環境が大きく変化したことから、見直しを行っております。
新たな中長期経営計画が完成しましたら公表を予定しております。また、計画を推進していく中で、計画と乖離が生じた場合には、その原因分析を行い、次期以降の計画に反映させていく予定をしております。原因分析結果に関する株主への説明についても、機会を設けるべく検討してまいります。

補充原則4－1－3
当社は、最高経営責任者等の育成計画（サクセッションプラン）を策定し、取締役会の承認を得て、今期より実施する予定であります。

原則4－2．取締役会の役割・責務（2）
補充原則4－2－1
当社は、現時点では、経営陣に対する中期的業績連動報酬の導入は行っておりません。しかしながら、その必要性については認識しており、今期中を目処に導入する方向で検討してまいります。

原則4－8．独立社外取締役の有効な活用
当社では、当社独自の「社外役員独立性基準」を満たす独立社外取締役を本年の定時株主総会にて1名選任しております。 また、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する可能性もあり、必要に応じて検討してまいります。

補充原則4－11－3
当社は取締役会における発言・質疑応答・議論の状況から、取締役会の実効性は保たれていると判断しております。今後は、取締役会の更なる実効性の向上を図るべく、各取締役の自己評価なども踏まえ取締役会全体の実効性を分析し、その結果の概要を開示すべく検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1－4．いわゆる政策保有株式
1．株式の政策保有に関する方針
当社は、発行会社との取引関係の維持・強化を政策保有の主な目的としておりますが、保有継続の是非はリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から判断いたしております。
2．政策保有株式に係る議決権行使の基準
議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで適切に議決権を行使いたしております。株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案に関わらず、肯定的な判断を行いません。

原則1－7．関連当事者間の取引
当社は、取締役が利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認を得ることとしております。また、主要株主との取引については必要に応じて取締役会が報告を受けることとしております。
上記に加え、毎期末において、当社及び子会社を含む全ての役員から関連当事者間取引の有無について確認状を取得することにより、事後的なチェックを実施しております。

原則3－1．情報開示の充実
（1）当社は、企業理念や企業ビジョン、中長期経営計画を当社ホームページにて開示しています。
（2）当社は、コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、東京証券取引所へ提出しているコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。
（3）当社は取締役の報酬決定に際しては、株主総会にて決議された取締役の報酬限度額を上限に、月例報酬については、個々の職位・職責に応じ取締役会で審議したうえで決定し、役員賞与は、予め取締役会で承認されたルールに則り、上限額が設定された「当期純利益総支給ファンド」から、個々の職位・職責及び実績を勘案し決定しております。

(4)当社は、取締役候補の指名に際しては、高い経営能力を有しているか、必要な知識・経験等を当社経営に生かすことが出来るかを勘案しております。特に、社外取締役については、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる人材を指名しております。また、その手続については取締役指名会議による審議を経たうえで代表取締役社長が取締役会に付議をしております。
監査役候補の指名に際しては、常勤監査役は当社の事業や財務状況等に関して豊富な知見を有しているか等を勘案しております。社外監査役は各分野における豊富な経験・知見を有し、経営全般を監視して取締役会の透明性を高めるとともに、企業価値の向上に貢献できる人材を指名しております。また、その手続については、社外監査役、常勤監査役及び代表取締役社長による審議を経たうえで、取締役会に付議しております。
(5)取締役・監査役候補者を選任する取締役会において、各候補者の経験・知見、資質等を勘案し審議の上、選任・指名を決議しており、その理由については、株主総会参考書類に記載しております。

補充原則4－1 －1
当社の取締役会は、法令・定款・取締役会規程に定められた事項について審議し、決定しております。また、当社の職務執行に関する各職位の決裁権限と責任を明確にするため、職務権限規程を定め職務執行をしております。

原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社では、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員独立性基準を定めて独立社外取締役の選任を行っております。各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができること、一般株主と利益相反を生じさせる恐れがないことを重視し選任を行っております。

補充原則4－11－1
取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる各事業本部長・機能本部長を中心とした取締役、高度な専門性を有し幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役及び中立の立場から客観的に意見を表明することが期待できる常勤監査役・社外監査役によって構成され、それぞれの有する多様な経験や見識をもって取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう、努めております。また、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、取締役10名、監査役4名、計14名以内と考えており、現在の取締役会は取締役5名、社外取締役1名、常勤監査役2名、社外監査役2名の計10名で構成されております。

補充原則4－11－2
当社の取締役・監査役の兼任の状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。
現在、他の上場会社等の役員を兼任する取締役・監査役はおらず、取締役、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

補充原則4－14 －2
当社は取締役及び監査役に対し、役員としての役割・責務を果たす上で必要な知識習得の取り組みとして、当社グループの事業内容等について適宜説明を行うとともに、当社の費用負担のもと外部機関主催の教育プログラムへの参加等、定期的なトレーニングの機会を確保しております。また、社外取締役及び社外監査役に対しては、就任時に当社グループの会社概要、事業戦略、財務状況等の基本情報に関する説明を行い就任後も継続的に各事業の責任者からの説明等を行い、社外役員としての役割・責務を果たすにあたって必要な知識の習得を支援しております。

原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針
(1)当社では、取締役財務本部長をIR担当役員とし、IR活動に関する統括を行っております。
(2)当社では、取締役財務本部長が、IRを担当する経営企画をはじめ財務、法務の部門を管掌し、日常的且つ有機的な部門間の連携を図っています。
(3)当社では、半期に1度のアナリスト・機関投資家向け決算説明会で、代表取締役社長が説明を行っており、株主総会では株主からの質問に対して丁寧に応答できるよう努めております。また、株主通信にアンケート用紙を同封することで株主の意見の収集に努めております。
(4)当社では、投資家とのスモールミーティングの活動とそのフィードバックについて、取締役会等へ報告しております。
(5)当社では、インサイダー情報の管理の為、内部者取引管理規程を制定しております。投資家との対話に際してのインサイダー情報の管理については当規程を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
越山勇	2,902,310	9.77
有限会社コマ	1,638,360	5.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,278,000	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,212,900	4.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	728,590	2.45
株式会社りそな銀行	796,900	2.33
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE - HCR00	655,500	2.21
フジミ取引先持株会	641,420	2.16
日本生命保険相互会社	639,580	2.15
一般財団法人 越山科学技術振興財団	600,000	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は、2016年3月31日を基準に記載しております。
・当社は、2016年3月31日現在で自己株式4,605,835株を保有しておりますが、大株主から記載を除いております。
・2016年3月1日付取締役会決議に基づき2016年6月15日付で自己株式の消却を1,000,000株実施しており、同日現在の当社発行済株式総数は、28,699,500 株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川下　政美	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川下　政美	○	同氏は当社の取引先である日本特殊陶業株式会社の出身であり同社にて代表取締役副社長、最高顧問等を歴任しましたが、当社と同社との平成27年度の取引は連結売上高の1%未満であり規模、性質に照らし、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	経営者として培われた専門的な知識・経験等を当社経営に生かすことができるものと判断し、これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役に選任しております。また、左記理由により独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より期初に監査計画の説明を受け、期中の監査実施状況、指摘事項につき意見交換を行っております。また、会計監査人監査に適宜立会い、独立した立場で適正な監査の実施を監視、検証しております。
監査役は毎月、内部監査部門より内部監査の実施状況、指摘事項の説明を受け意見交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋　正彦	他の会社の出身者													
岡野　勝	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　正彦	○	当社を監査する監査法人以外の監査法人出身の公認会計士・税理士であります。	長年に亘る公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、的確な助言及び経営監視を行うことが期待できると判断しております。当社の関係会社、主要な取引先などの関係者である事実はなく、一般株主と利益相反を生じさせる恐れがないため、独立性が確保されていると判断し、独立役員に指定しております。
岡野　勝	○	同氏は当社の取引先である三菱電機株式会社の出身で、同社の関係会社である名菱電子株式会社の元代表取締役社長であります。三菱電機株式会社は当社の取引先でありますが、当社と同社との平成27年度の取引は連結売上高の1%未満であり規模、性質に照らし、同氏の社外監査役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	経営者として培われた専門的な知識・経験等を当社経営に生かすことができるものと判断し、これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外監査役に選任しております。また、左記理由により独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員3名を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬のうち役員賞与は、予め取締役会で承認されたルールに則り、上限額が設定された「当期純利益総支給ファンド」から、業績、個々の職位・職責及び実績を勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。
なお、平成28年3月期における当社取締役に対する報酬は、153百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬決定に際しては、株主総会にて決議された取締役の報酬限度額を上限に、月例報酬については、個々の職位・職責に応じ取締役会で審議したうえで決定し、役員賞与は、予め取締役会で承認されたルールに則り、上限額が設定された「当期純利益総支給ファンド」から、個々の職位・職責及び実績を勘案し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、毎期初に社内の重要な会議の日程を定め、社外取締役及び社外監査役に通知し、資料については事前に配布するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)企業統治の体制
・取締役会
取締役会は、取締役6名（男子6名）で構成され、業務執行の監督及び経営に関する重要事項の決議機関として毎月定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催しております。
・監査役会
監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名（男子4名）で構成されております。当社は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会などの重要な会議へ出席するとともに定期的に監査役会を開催し、必要に応じて臨時に開催しております。さらには、監査役監査により業務執行の適法性・妥当性を検証し、経営に対して適切な助言や提言を行っております。また法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
・経営会議
経営会議は取締役6名、本部長4名（男子10名）で構成され、経営上の問題点の把握及びその対応、その他経営に関する重要事項を検討、審議する機関として毎月定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催しております。
・内部統制システムの整備状況

当社は、会社法の内部統制システムの整備（構築・運用）及び金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制システムを整備しております。また、各種社内規程を整備するとともに、販売・購買・在庫管理の各業務プロセスや、決算・財務報告プロセスにチェックとコントロールの機会を設け、適正な業務運営を図っております。
・リスク管理体制の整備状況
当社は、リスク管理に関する規程を制定し、リスクの洗い出しを行ったうえ、当該リスク対応の責任部門を定め、リスク低減に努めております。また、当社グループの事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへ適切に対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、グローバルリスク管理委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動をグローバルに行っております。

(2) 監査役監査及び内部監査
監査役会は監査役4名で構成されており、うち2名は独立役員に選任された社外監査役であります。監査役は取締役会など社内の重要な会議に出席し、経営に対してコンプライアンスの視点から助言や提言、意見陳述を行うほか、監査役監査を実施することにより業務執行の適法性・妥当性を検証し、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。内部監査室は、社長直轄組織として5名で構成され、内部監査計画に基づき全部門への業務監査を行うとともに内部統制監査を実施し、内部統制の質的向上に努めております。監査役及び内部監査室は、会計監査人と適宜連携をとっております。

(3) 会計監査
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する伊集院邦光氏及び城卓男氏の2名であります。当社は、公認会計士に対して適宜情報を提供し、適正な監査が実施できるよう環境を整備しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会では長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役が経営に対する様々な助言を行うと共に管理・監督機能を果たしております。一方で、監査役会は、社内業務に精通した2名の常勤監査役に加え、公認会計士・税理士のバックグラウンドを有する社外監査役及び経営者のバックグラウンドを有する社外監査役の計4名で構成されており経営に対する監査・監督機能を果たしております。また、社外役員3名は全て独立役員であり、経営上の意思決定や業務執行について外部の視点も入れた健全で透明性の高いガバナンス体制が構築できていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第64期定時株主総会(平成28年6月22日開催)の招集通知は平成28年6月1日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年は6月22日(水)に定時株主総会を開催いたしました。より多くの株主の参加をいただくため、従来よりいわゆる集中日には開催しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算・第2四半期末決算発表時、定期的に社長によるアナリスト、機関投資家向け決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表資料、決算説明会用プレゼンテーション資料、決算説明会補足説明資料、株主通信、ビジネスレポートを随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	(1) IR担当部署:財務部 (2) IR担当役員:取締役財務本部長 鈴木 彰 (3) IR事務連絡責任者:取締役財務本部長 鈴木 彰	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社経営に関連する法令遵守だけでなく、健全な企業活動・会社業務を行うための指針として「フジミインコーポレーテッド倫理綱領」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、ISO14001を取得するとともに、環境管理、エネルギー削減などに関する環境方針や社内規程等を制定し、全社を挙げて取組んでおります。また、CSR活動については、高度産業社会の期待に新技術で応え、地球に優しく、人々が快適に暮らせる未来の創造に貢献するという企業使命を果たし、「信頼のフジミ」であり続けるために社会活動に積極的に参加し、広く社会から必要とされる存在であるよう努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

【1】当社の取締役会が決議している内部統制システム構築に関する基本方針は以下の通りです。

1.取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
(2)当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
(3)内部監査室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
(4)内部監査室は法務部と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
(5)当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
(2)社長室は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
(3)内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。
(1)定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
(2)より機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
(3)取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業・部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

5.企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、グループ各社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
(2)当社は、グループ各社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
(3)当社は、グループ各社に経営上の重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
(4)内部監査室は、グループ全体の内部統制を担当する。
(5)内部監査室は、グループ各社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
(6)内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。

6.監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項
(1)監査役は、監査役の職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
(2)監査役の職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役の職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

7.取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
1-1当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
1-2重大な法令及び定款違反
1-3内部監査の実施状況
1-4倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
1-5その他重要な業務執行の状況
(2)当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

8.監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、以下のことを行う。
1-1取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
1-2稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
1-3取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
1-4代表取締役と定期的に意見交換を行う。
1-5会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
(2)監査役の職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

9.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。
1-1組織として対応
1-2外部専門組織との連携
1-3取引を含めた一切の関係遮断
1-4有事における民事と刑事の法的対応
1-5裏取引や資金の提供の禁止

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
(1) 取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範、「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、社長室及び内部監査室が中心となり全従業員向けコンプライアンス遵守に関する教育を実施しております。受講終了後に、管理監督者（経営陣を含む）を対象として受講確認書を受領しております。
(2) 当社は、公益通報者保護法に基づいた「公益通報者保護規程」を制定しており、内部通報の内容を賞罰委員会及び監査役に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社は、関係する情報を文書管理規程に従い重要な文書として記録し、定められた期間に亘り保存及び管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
当社は、業務執行に係るリスクを低減するため、リスク管理規程に基づき、年2回リスク管理委員会を開催しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
当社は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、月1回の定例取締役会を、加えて必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、当期は合計21回開催しました。なお、取締役会で審議される事項は、経営会議にて予め審議しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
(1) グループ各社の取締役及び従業員等に「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、経営幹部及び社長室が全従業員向けに教育を実施しております。
(2) 当社及びグループ各社はグローバルリスク管理委員会を年2回開催し、様々なリスクについて審議することによりグループ会社を含めたグローバルベースのリスク管理を機能させております。
(3) 当社の経営幹部はグループ各社より月次または適時に業務の適正性について報告を受け執行の状況の確認をしております。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項
当期においては、監査役から監査役職務を補佐すべき使用人を置く必要があるとの申し出を受けておりません。

7. 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、当社取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、グループ各社から提出される月報等を確認するなどした上で必要に応じ、各社役職者に対してその説明を求めております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。
(2) 取締役は、監査役に対し当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行っております。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を必要に応じ閲覧できる環境下にあります。また、監査役・会計監査人・内部監査室の三様監査を通じて、監査役監査が実効性あるよう対応しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針として「倫理綱領」「企業理念」に定め、全役職者へ当該基本方針の遵守を徹底しております。
当社は警察関係機関等の外部専門機関、弁護士等外部専門家と連携し、積極的に情報交換に努めております。また、当社は、取引基本契約等へ反社会的勢力排除条項を設定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、下記の基本原則に基づいて行動しております。
(1) 組織として対応
反社会的勢力などの社会秩序に脅威を与える勢力の威嚇や要求に対しては、従業員の安全を確保するためにも、担当者や担当部門だけに任せず、代表取締役以下、組織全体で対応する。
(2) 外部専門組織との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と連携関係を構築する。
(3) 取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係は持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
(4) 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
(5) 裏取引や資金の提供の禁止
反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は絶対行わない。
当社は、外部専門機関である企業防衛対策協議会に加入しており、平素より同協議会を通じて警察及び会員との連携を密に情報交換を行い、適切なアドバイスを頂いております。
当社は顧問弁護士を含む弁護士2名と緊密な連絡をとり、適切なアドバイスを頂く支援体制を整えております。
当社は、倫理綱領及び倫理綱領ガイドラインを制定し、社会秩序に脅威を与える勢力に対しては警察等関係機関との連携を保ち、毅然として対処し、反社会的勢力への利益の供与等を行わないよう、当社取締役及び従業員を含めた全員に社内周知を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、市場において自由に取引されるべきものであると考えており、大規模買付行為については原則として否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によってその決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要性を認識しております。なお、本対応方針の有効期間は、平成30年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までといたしております。
本件の詳細につきましては、当社ホームページ(http://www.fujimiinc.co.jp/)の第64期定時株主総会招集ご通知に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 基本的な考え方
当社は、法令を遵守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監督が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の向上を目指し、株主、お客様、地域社会の皆様から信頼される企業となるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
2. 適時開示の体制
当社は、取締役財務本部長を情報開示責任者、財務部をIR及び情報開示担当部門とする体制をとっております。社長直轄部門である社長室、IT推進室、内部監査室を除いて、社内の各組織はすべて本部の下に置かれ、社長直轄部門を含む社内の各部門の長が情報安全保護責任者となって会社の重要情報を統制しております。
当社は、会社情報の漏洩や不正使用の防止及び金融商品取引所の有価証券上場規程等に規定される適時開示が必要な開示項目を明示した内部者取引管理規程、情報セキュリティ規程等を制定し対応しております。情報安全保護責任者は部門内における会社情報が適正に管理されていることを確認しており、情報開示担当部門は開示すべき情報の適法性、適正性を確認しております。また、適時開示を行う情報は、必ず取締役会の承認を必要とし、情報開示担当部門が所定の開示を実施しております。

